



# 佐賀県公報

平成18年  
10月23日  
(月曜日)  
第 12822号

二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次 告 示

- 道路の区域の変更
- " "
- 道路の供用開始
- 解除予定保安林の取消し
- 解除予定保安林
- 公 告
- 共通費管理システム開発業務委託に係る総合評価一般競争入札
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖造成事業による造成敷地の予約譲受人の公募
- 大規模小売店舗の変更に係る意見
- 清算法人大崎土地改良区役員の退任届

(情報・業務改革課)  
(県民協働課)二  
(新産業課)二  
(商工課)三  
(農地整備課)三

道路の種類 及び路線名	区間	道路の 区城	後 の 変更前	幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二六四号	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 一〇番三三地先から 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 一二三番五地先まで	佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 一〇番三三地先から 佐賀市巨勢町大字牛島字一本松 一二三番五地先まで	二三・九 二三・九 二三・九	九〇・四 九〇・四 九〇・四	
前		後	一九・〇	九・〇	
九・五			九一・二	九一・二	

## ●佐賀県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月二十三日から平成十八年十一月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

## ●佐賀県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十月二十三日から平成十八年十一月

一般国道 二〇四号		道路の種類 及び路線名	
前	後	区間	道 路 の 区 域
二七・五	七一・二	三三・二 七〇・九	変更前 幅員 メートル
三、〇四九・一	三、〇四九・一	延長 メートル	変更前 幅員 メートル
唐津市神田字浮熊二一九六番四 地先から	唐津市佐志字鴻ノ巣三八六番六 地先まで	唐津市神田字浮熊二一九六番四 地先から	区 道 路 の 区 域
唐津市佐志字鴻ノ巣三八六番六 地先まで	唐津市神田字浮熊二一九六番四 地先から	唐津市佐志字鴻ノ巣三八六番六 地先まで	区 道 路 の 区 域

平成十八年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

- 佐賀県告示第六百三十七号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
- その区域を表示した図面は、平成十八年十月二十三日から平成十八年十一月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

一般国道 二六四号	区間	道 路 の 区 域
佐賀市巨勢町大字修理田字二本 松四二〇番一地先まで	松八二〇番一地先から 松四二〇番一地先まで	佐賀市巨勢町大字修理田字二本 松四二〇番一地先まで
前	後	後
八・六	一五・七	一九・七 一一・七 二九一・〇
	二九〇・六	メートル 延長

平成十八年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	唐津市神田字浮熊二一九六番四地先から 唐津市佐志字鴻ノ巣三八六番六地先まで	平成一八・一〇・二四

- 佐賀県告示第六百三十九号  
解除予定保安林（平成十八年佐賀県告示第五百三十一号）は、取り消す。

平成十八年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

- 佐賀県告示第六百四十号  
次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十八年十月二十三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
佐賀市富士町大字畠瀬字千田ヶ原一の二、一の七、一の一〇から一の一二まで、一の三八  
二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

11 總括の野田  
戻三郷野田證田野山やねだぬ

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

平成18年10月23日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

出迎

### 1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名 共通費管理システム開発業務

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 委託業務場所 佐賀県統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター

が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所

(4) 委託業務期間 契約の日から平成19年3月31日まで

(5) 予算額 45,014,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 本調達は、単独企業・法人又は共通費管理システム業務特定共同企業体

（以下「共同企業体」という。）による総合評価一般競争入札とします。

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業・法人にあつては次のアに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあつては次のイに掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。

ア 単独企業・法人の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立

てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(エ) 共同企業体の構成員でないこと。

(オ) 協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員数は、3者（法人を含む。）以内であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ウ) 全ての構成員が出資金総額を構成員数で除して得た額の10分の6以上の出資比率を有すること。

(エ) 構成員のすべてがアの(ア)から(ウ)までに該当しないこと。

(オ) 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(カ) 共同企業体の構成員が協同組合の場合、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。

(キ) 共同企業体の構成員が協同組合の場合は、当該組合の組合員は、単独企業・法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県統括本部情報・業務改革課 総務事務効率化センター（新行政棟

2階)

電話 0952-25-7273

FAX 0952-25-7523

E-mail sounujmu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

ア 入札説明書

平成18年10月23日(月)から平成18年11月6日(月)まで佐賀県ホームページ(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載します。

イ 附属書類

電子メールで、附属書類送付依頼書を添付し、平成18年11月6日(月)午後5時までに4の(1)のメールアドレスに送信してください。

附属書類は、送付依頼先に原則として電子メールにより送付します。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。

イ 提出期限 平成18年11月6日(月)午後5時

(郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とします。また、封筒に「共通費管理システム開発業務委託資格審査書類在中」と朱書きしてください。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成18年11月14日(火)までに通知します。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てが

なされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成18年12月5日(火)午前10時

(入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、平成18年12月4日(月)午後5時までに3の(1)に必着とします。また、封筒に「共

通費管理システム開発業務委託入札書(提案書等)在中」と朱書きしてください。)

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号92号会議室(新行政棟9階)

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年12月12日(火)午後3時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号92号会議室(新行政棟9階)

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないとときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

(8) 入札保証金及び契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第2項第1号及び第115条第3項第1号に該当するときは免除します。

(9) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(10) 入札方法に関する事項

ア 入札方法  
落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、「総合

「評価のための提案書」を入札書とともに提出してください。必要書類の種類及び部数については入札説明書によります。

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出してください。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に105分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

イ 再度の入札は行いません。

#### (1) 落札者の決定方法

##### ア 前提要件

規則第105条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件をすべて満たしているものでなければなりません。

##### イ 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには、別記「落札者決定基準」に示す各項目の評価に応じて900点の範囲内で得点（以下「技術点」という。）を与えます。

なお、「落札者決定基準」における評価事項の「システム開発・運用実績(項目番号60)」を除き評価基準を一つでも満たさない場合は、技術点評価をすることなく落札となり得る資格を失います。

##### ウ 入札価格の評価方法

入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与えます。

価格点 =  $300 \text{点} - ((\text{入札価格} \times 1.05) / \text{予定価格}) \times 300 \text{点}$

工 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) イで得た技術点に、ウで算出された価格点を加えた合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とします。

(イ) 技術点に価格点を加えた合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

オ 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としません。  
カ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めるとき、又は

その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としないことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

##### (2) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを作出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

<p>(13) 入札の撤回 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができません。</p> <p>(14) 入札又は開札の中止 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。</p> <p>(15) 落札の無効 落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 当システムの実稼働に必要なハードウェア及びOS等に関する調達は、別途行う予定です。ただし、業務アプリケーションをカスタムメイドで構築する代わりに導入する各種市販パッケージソフトウェア、DBMS等のミドルウェア、共通費管理システム独自の要件で必要となる運用ツール等のソフトウェアは本調達に含まれます。</p> <p>(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(3) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することができます。</p> <p>(5) 詳細は入札説明書にあります。</p> <p>(6) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。</p>	<p>Common funds management system development</p> <p>(2) Fulfillment Period : From the day of the contract through March 31, 2007.</p> <p>(3) Bid description posting : Download from the Saga Prefecture website at : <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a></p> <p>(From October 23, 2006 to November 6, 2006)</p> <p>(4) Date and time for the opening bids and tenders : The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on December 5, 2006.</p> <p>If sending by mail, tenders must be received by 5:00 p.m. on December 4, 2006.</p> <p>The meeting for the opening bids will begin promptly at 3:00 p.m. on December 12, 2006.</p> <p>(5) Contact : Efficiency Center, Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarters, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga, 840-8570, Japan Tel.0952-25-7273 Fax.0952-25-7523</p>
<p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract :</p>	

## 別記

## 共通費管理システム 落札者決定基準

第12822号

報公賀佐県

平成18年10月23日(月)

7

項目	項目番号	評価事項	評価基準	重み	上限配点
<b>基本的要件</b>					
本業務の目的及びその効果に関する認識	1	本業務の目的	・本県の業務改革をとりまく環境や、国及び地方自治体における業務改革の潮流を踏まえ、本業務の目的に関する認識について具体的に記述されている。	1	5
本業務の効果	2	本業務の効果	・本業務を実施することによる効果について具体的に記述されている。	1	5
システム全体概要	3	システム全体の枠組み、アピールポイント	・提案するシステム全体に関して、全体の枠組み、基本的な考え方、アピールポイントが簡潔に記述されている。	2	10
<b>システム導入までの実現内容</b>					
プロジェクト管理	4	プロジェクト管理	・プロジェクト管理運営全体に関する考え方について記述されている。 ・品質管理、進捗管理について、具体的な実施方法、目標等が記述されている。	3	15
開発スケジュール	5	開発スケジュール	・具体的な開発スケジュールが記述されている。 ・短期間で構築するための工夫等が記述されている。	2	10
開発体制	6	開発体制とその考え方	・開発体制・要員の役割を明示し、その考え方等の説明が記述されている。 ・開発に際し、貴社と県の役割分担が具体的に記述されている。	2	10
開発要員	7	開発要員	・本プロジェクトを推進するにあたって、必要と想定されるプロジェクトメンバーの能力の内容について示し、その能力を有する者がプロジェクトメンバーとして参画することについて具体的に記述している。	4	20
開発方法論・ツール・言語	8	開発方法論、ツール、言語	・採用する開発方法論について明示し、採用理由が記述されている。 ・採用する開発ツール・開発言語について、概要、特徴、適用範囲、採用理由が記述されている。	2	10
システム構成	9	システム構成	・仕様書の要件を踏まえ、提案するハードウェア及びソフトウェアの構成、役割、仕様、台数、提案理由等が記述されている。	2	10
システム開発の技法等	10	ハードウェアのオープン性・中立性	・提案するシステムが特定メーカーのハードウェア製品に依存しないことについて、具体的に記述されている。	3	15
	11	アプリケーションの標準化方法	・本システムの特性を考慮したアプリケーションの標準化方法について、具体的に記述されている。	3	15
	12	処理性能の確保	・システムの処理性能を確保するための対策及び実現方法が具体的に記述されている。	3	15
	13	統合連携	・統合連携について、イメージ図、フロー図などを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。	3	15
	14	ハードウェア構成	・仕様書の要件を踏まえ、低コストで信頼性の高いハードウェア構成を提案し、仕様、台数、実現方法等が具体的に記述されている。	5	25

操作性	15	マンマシーンインター フェース	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書のマンマシーンインターフェース要件について、基本的な考え方を示し、イメージ図、画面ハー ドコピーなどを用いて、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
信頼性	16	信頼性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>信頼性を確保するためのシステム上の仕組みや対策を明示し、その考え方が記述されている。</li> </ul>	3	15
				4	20
セキュリティ	17	セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発、運用におけるセキュリティ確保について、具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
拡張性	18	機能追加の拡張性	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能追加に対応するためのシステム上の仕組みや対策が記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
規模拡張性	19	規模拡張の拡張性	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の業務量及びデータ量増大に対するシステムの負荷の増加に対し、容易に機器等の拡張が可能な システム構成とすることについて、拡張方法等が具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
組織改正等の拡張性	20	組織改正等の拡張性	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織改正、制度変更、将来導入されるシステムとの連携に柔軟かつ低コストで対応できるように考慮 することについて、具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
技術進展に対する考え方	21	技術進展に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術の進展に柔軟かつ低コストで対応できるよう、広く利用されている国際的な標準に基づく技術を 採用することについて、具体的に記述されている。</li> </ul>	2	10
				3	15
ライフサイクル	22	ライフサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムが稼働後何年運用に耐えるか、ハード面・ソフト面からその説明が具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
業務アプリケーションとしての実現内容					
共通機能	23	システムログイン機能 の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「システムログイン機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>職員認証の実現方法が記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
アクセス権限管理機能 の実現方式	24	アクセス権限管理機能 の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「アクセス権限管理機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
利用者権限管理機能の 実現方式	25	利用者権限管理機能の 実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務権限に応じて利用者権限を設定することなど、実現方法を具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
更新履歴管理機能の実 現方式	26	更新履歴管理機能の実 現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「更新履歴管理機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
機能要件	27	利用明細登録・編集機 能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「利用明細登録・編集機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
				4	20
利用明細照会・一覧表 等作成機能の実現方式	28	利用明細照会・一覧表 等作成機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「利用明細照会・一覧表等作成機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されてい る。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15
利用額按分計算機能の 実現方式	29	利用額按分計算機能の 実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「利用額按分計算機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
				4	20
他システムとの連携機 能の実現方式	30	他システムとの連携機 能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「他システムとの連携機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	3	15
				3	15

31	検索機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「検索機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	3	15
32	予算費目設定機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「予算費目設定機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
33	マスタ管理機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「マスタ管理機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	3	15
34	パッチ処理機能の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「パッチ処理機能」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	3	15
事務処理機能要件	予算登録、確認業務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「予算登録、確認業務」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
	請求受領、明細作成業務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「請求受領、明細作成業務」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
36	請求明細計算・集計業務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「請求明細計算・集計業務」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
37	検査済入力、請求明細確認業務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「検査済入力、請求明細確認業務」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
38	支出命令業務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「支出命令業務」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
39	執行管理業務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「執行管理業務」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
40	返納、更正業務の実現方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>「返納、更正業務」について、具体的な対応策、実現方法及び工夫が記述されている。</li> <li>なお、パッケージソフトウェアを利用する場合は、適用範囲が記述されている。</li> </ul>	4	20
41	システム導入・定着化に係る実現内容		4	20
テスト	各テストの考え方・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの品質を担保するためのテストについて、貴重な考え方、各工程ごとの実施方法が具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15
研修	研修実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修スケジュール、研修内容及び研修体制について具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15
移行	データ及び業務の移行実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>他システムからのデータ移行、初期セットアップデータの移行の実施方法について具体的に記述されている。</li> <li>本システムを利用した業務への移行の実施方法について、具体的に記述されている。</li> </ul>	2	10
運用・保守設計方針	保守・運用設計方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの保守・運用として実施する作業の内容について、網羅的かつ体系的に示し、実現するための設計方針について具体的に記述されている。</li> </ul>	3	15

保守・運用実施方 針	46 47 48 49	利用者及びシステム管理者への配慮 保守・運用実施体制・役割分担 障害対応作業 ヘルプデスク作業	・利用者及びシステム管理者にとって、システムを容易に運用するための貴社の考え方、設計方針、実現方法が具体的に記述されている。 ・保守・運用業務の体制、要員の役割を明示し、その考え方等の説明が記述されている。 ・障害発生から本格対処完了までの詳細な作業内容について、具体的かつ的確に示されている。 ・ヘルプデスクにおける詳細な作業内容について、具体的かつ的確に示されている。	3 3 3 3	15 15 15 15
保守・運用コスト 仕様変更	50 51 52 53 54 55 56	各種保守作業 バックアップの方法 監視方法 保守・運用コストの試算 仕様変更の考え方 仕様変更の対応方法 開発ファンクションポイントに対する仕様変更対応率	・各種ソフトウェア、ミドルウェア等の資産の最適化を図るための詳細な作業内容について、具体的かつ的確に示されている。 ・各種ソフトウェア、ミドルウェア等の資産の最適化を図るための詳細な作業内容について、具体的かつ的確に示されている。 ・バックアップの方法、過去のデータの保管方法を明示し、その考え方方が記述されている。 ・監視の方法を明示し、その考え方方が記述されている。 ・保守・運用業務についてのコスト試算額が、人件費、物件費及びシステム利用料金別に、具体的に示されている。 ・保守・運用コストを最小限とするための工夫が、具体的に示されている。 ・本システムにおいて想定される仕様変更の内容や対応の考え方について、具体的に記述されている。 ・仕様変更依頼が発生してから対応／非対応を決定するまでの流れについて、具体的に記述されている。 ・仕様書に記載された仕様変更対応の下限値（開発ファンクションポイントに対して年間5%）以上の対応率が記述されている。	2 2 2 10 2 2 4	10 10 10 50 10 10 20
受託者に対する要求要件					
ファンクションボイント法 適用方針	57	ファンクションボイント法に関する理解及び適用方針	・ファンクションボイント法について、分かりやすくかつ的確に記述されている。 ・本システムに対するファンクションボイント法の適用方針及びファンクションボイント法の運用方法について、具体的かつ的確に示されている。	1	5
SLA	58	SLA（サービスレベルアグリーメント）	・SLAについて、分かりやすくかつ的確に記述されている。 ・本システムに対するSLAの適用方針及びSLAの運用方法について、具体的かつ的確に示されている。	1	5
県内IT技術の向上等への貢献	59	本プロジェクトによる県内IT技術の向上等の貢献内容	・本プロジェクトを推進することで県内IT技術の向上や、県内情報産業の発展などへ貢献すると想定される内容について、具体的かつ的確に示されている。 ・上記を実現するための方策について、具体的かつ的確に示されている。	2	10
システム開発・運用実績	60	システム開発・運用実績	・官公庁、自治体における類似システムの開発・運用実績について、次の項目が記述されている。 なお、他社との共同開発の場合はその役割が記述されている。 ・システム名 ・官公庁、自治体名 ・稼働年月 ・対象クライアント台数	1	5
合計					900

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年12月11日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年10月23日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあつた年月日

平成18年10月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ちゅうりっぷのうた

(2) 代表者の氏名 本村容子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県杵島郡江北町大字山口1399番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、就労指導・日常生活指導並びに理解・啓発活動に関する事業を行い、社会参加と自立の助長に寄与することを目的とする。

グリーン・ロジスティクス・パーカ鳥栖（鳥栖流通業務団地）造成事業による造成敷地の予約譲受人を次のとおり公募します。

平成18年10月23日

佐賀県知事 古川康

1 予約譲受人の資格 次の要件を満たす者であること

(1) 分譲用地において、自ら流通業務施設を経営しようとする者

(2) 流通業務施設の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者

(3) 譲渡の対価の支払能力がある者

(4) 土地引渡日又は土地使用貸借開始日から2年以内に流通業務施設を建設し操業を開始できる者

2 造成敷地の所在地

鳥栖市幡崎町、姫方町、原町及び飯田町

3 造成敷地の用途

流通業務施設の建設用地

4 分譲面積及び分譲単価

別記のとおり

5 申込受付期間

平成18年11月6日(月)から11月10日(金)まで  
なお、申込受付期間内に申込みがなかつた場合は、隨時申込みを受け付けます。

6 その他

詳細については、佐賀県農林水産商工本部 新産業課 企業誘致担当（電話0952-25-7097（直通））にお問い合わせください。

別記（分譲面積及び分譲単価）

街区	区画番号	分譲面積（暫定）	1平方メートル当たり分譲単価
1	①	12,300m <sup>2</sup>	32,300円
	②	11,200m <sup>2</sup>	31,100円
4	①	9,900m <sup>2</sup>	27,300円
	②	6,800m <sup>2</sup>	31,100円
	③	8,900m <sup>2</sup>	25,800円
8	①	5,400m <sup>2</sup>	31,100円
	②	5,700m <sup>2</sup>	30,100円
	③	7,400m <sup>2</sup>	30,100円
	④	8,100m <sup>2</sup>	31,100円

10	① 6,700m <sup>2</sup>	31,100円	(1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
	② 6,300m <sup>2</sup>	30,100円	(2) 縦覧期間 平成18年10月23日から
14	③ 6,800m <sup>2</sup>	32,300円	
	④ 8,000m <sup>2</sup>	28,700円	平成18年11月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保有に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成18年10月23日

佐賀県知事 古川 康

平成18年10月23日

佐賀県知事 古川 康

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により届出があった大規模小売店舗について、鳥栖市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保有に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン佐賀 佐賀市兵庫町北土地区画整理事業区域内22街区外	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ鳥栖蔵上店 鳥栖市蔵上三丁目158番 他6筆
2 届出の内容 大規模小売店舗の新設	2 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要
3 意見の概要 (1) 法第8条第1項に基づく意見の概要	(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要 ア 市町名 佐賀市
ア 市町名 佐賀市	ア 市町名 鳥栖市
イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし	イ 法第4条「指針」に係る意見 意見なし
(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見の提出なし	(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要 意見書の提出なし
3 意見書の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課	3 意見書の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
4 意見書の縦覧	

## (2) 縦覧期間

平成18年10月23日から  
平成18年11月22日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清算法人  
大崎土地改良区から次のとおり監事が退任した旨届出があった。

平成18年10月23日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
監事	後川哲次郎	武雄市北方町大字大崎1789番地2	平成18年10月2日
"	平川登輝好	" " " 2839番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第  
18条第16項の規定により、清算法人大崎土地改良区から次のとおり清算人が退  
任した旨届出があった。

平成18年10月23日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	退任年月日
清算人	牛島米夫	武雄市北方町大字大崎791番地	平成18年10月2日
"	徳久好春	" " " 2303番地	"
"	末次正清	" " " 90番地	"
"	原勝馬	" " " 2239番地1	"
"	松本和夫	" " " 1655番地	"

申購  
込先  
料

一か年二八、八〇〇円（送料共）  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月二十三日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日  
株古川総合印刷